

目 次

ア 博士後期課程の設置の趣旨及び必要性	1
(a) 教育研究上の理念、目的	1
(b) どのような人材を養成するのか	2
イ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	3
ウ 教育課程の編成の考え方及び特色（資料1、資料2）	3
エ 教員組織の編成の考え方及び特色	5
オ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件（資料3、資料4）	5
(a) 単位の取得について	5
(b) 「特別研究（博士論文）」の研究指導（資料5、資料6）	5
(c) 履修指導	6
カ 施設・設備等の整備計画（資料7、資料8、資料9）	6
(a) 校地、運動場、校舎の整備状況・計画	6
(b) 機器備品等の整備計画	7
(c) 図書等の資料及び図書館の整備計画	7
図書等資料の整備方針	7
デジタルデータベース、電子ジャーナルの整備	8
閲覧環境の整備	8
レファレンスサービスおよびガイダンス教育の拡充	8
情報関係のサービスの充実	9
他機関との連携の拡充	9
司書の人数及び配置の考え方	9
キ 既設学部及び修士課程との関係（資料10、資料11）	9
ク 入学者選抜の概要	10
ケ 大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施	11
(a) 修業年限	11
(b) 履修指導及び研究指導の方法	11
(c) 授業の実施方法	11
(d) 教員の負担の程度	11
(e) 教育上の配慮	11
(f) 入学者選抜の概要	12
コ 管理運営の考え方	12
サ 自己点検・評価	12
(a) 学部における自己点検・評価の実施	12
(b) 研究科における自己点検・評価の実施	13
(c) 評価項目	14
シ 情報の提供	14
(a) 実施方法	14
(b) 情報提供項目	14
ス 教員の資質の維持向上の方策	15
セ 学生確保の見通し	

ア 博士後期課程の設置の趣旨及び必要性

(a) 教育研究上の理念、目的

相模女子大学は、1900（明治33）年、西沢之助により東京文京区湯島に私立日本女学校として開校された。1909（明治42）年、文京区大塚に移転し、日本高等女学校を附設した帝国女子専門学校へと発展し、日本の高等女子教育において先駆的役割を果たしてきた。戦災により、1946（昭和21）年、現在地である神奈川県相模原市に移転し、1949（昭和24）年、新制大学として認可を受け、相模女子大学学芸学部（国文学科・食物学科・経済学科）が誕生した。その後、1951（昭和26）年短期大学部（国文科・英文科・商科・家政科）を設置、また、1967（昭和42）年に学芸学部に英米文学科を開設し、2003（平成13）年には学芸学部に人間社会学科を開設して発展を遂げてきた。そして、2008（平成20）年に、大学には3学部（学芸学部、人間社会学部、栄養科学部）を設置し、短期大学部を含めて総合的な女子大学を目指して大きな改革が行われた。さらに、このように高等女子教育機関としては草分け的な存在であり、これまでの輝かしい伝統を継承し、21世紀においても女子教育での指導的役割を果たせるよう一層の発展を期するために、2008（平成20）年には、卒業生のみならず、学内外の関係者においても長年の悲願であった大学院栄養科学研究科栄養科学専攻（修士課程）を設置した。

相模女子大学栄養科学部は、健康栄養学科と管理栄養学科の2学科から成り、それぞれの学科から有能な実務家の管理栄養士・栄養士を多数輩出し、長年、地域医療に貢献してきた。しかし、医学研究の飛躍的な進歩や医療経済における予防医学の重要性が認識されて以来、食による健康維持と疾病の予防における管理栄養士・栄養士の役割は以前と比べ、はるかに質の高い栄養指導を必要とする重要なものとなってきている。医療現場でも、今日、チーム医療を普及させようとする取り組みがなされ、栄養サポートチーム（nutritional support team；NST）の一員として、管理栄養士が医師や薬剤師及び看護師等と対等に疾病者の治療に関わるという取り組みが始まっている。こうした現況において、現在の学部レベルの栄養教育では不十分であることが実感されていることから、2008（平成20）年4月に設置した栄養科学研究科栄養科学専攻（修士課程）の初年度には9名の学生を受け入れ、広い視野に立って精深な学識を授け、当該分野における高度な専門性を修得した職業人の養成を順次実行している。しかし、最近の医学研究の進歩の迅速さを考量すると、近い将来、学部や修士課程の教育では十分にこの状況に対処できなくなることが予想される。また、管理栄養士（栄養士）の法の改正内容にも対処できる高度の専門知識を備えた管理栄養士の養成が必務となることを考量すると、既存の管理栄養士・栄養士の再教育のみでは追いつかず、若い世代に高度な生命科学の知識を教育し、質の高い管理栄養士・栄養士を育成することが急務である。本学の大学院栄養科学研究科栄養科学専攻（修士課程）は、生命科学の研究領域を中心的な学問分野とした特色ある栄養教育を行い、高度な生命科学の知識を体得した管理栄養士・栄養士を養成することを目的として設置された。さらに、その理念は豊かな人間性と高い職業倫理を基幹とし、ヒトの健康増進と疾病の治療に貢献する、質の高い専門知識を体得した研究者を養成すると同時に、実践的な専門能力を身に付けた職業人として活躍できる管理栄養士・栄養士を養成するために大学院栄養科学研究科栄養科学専攻（修士課程）を設置するものである。このような理念を基に、大学院で意欲的かつ創造的な研究と教育に取り組み、栄

養学の様々な分野で高度の専門性を生かして活躍するリーダー的人材が育ち、社会的のニーズに貢献されることが期待される。

本大学院博士後期課程への入学者は、生命科学と栄養学の領域で独創的、先端的な研究を成し遂げる教育・研究者を目指す管理栄養士・栄養士の資格を持つ学生を想定している。具体的には、将来、本学の栄養科学部や栄養科学研究科を含めた栄養学関連大学院・学部・学科を設置している大学や教育機関においての助手や助教職等の教育、研究機関で能力を発揮したい学生である。食による健康維持と疾病の予防における栄養士・管理栄養士の役割は以前と比べ、遙かに質の高い栄養指導が求められており、民間企業や病院、福祉施設等の現場では栄養サポートチーム (nutritional support team: N S T) の一員として、管理栄養士が医師や薬剤師、看護師等と対等に疾病者の治療に関わるという取組が始まっている。このような背景から、地域医療や社会福祉などの社会的ニーズに対応できる有能な職業人及び特定保健食品や経口栄養剤等の開発研究を目指す学生である。

(b) どのような人材を養成するのか

大学院栄養科学研究科栄養科学専攻（博士前期課程（修士課程））では、生命科学に視点をおいた栄養科学を教育、研究することによって高度の専門知識と能力を有する職業人としての管理栄養士・栄養士を育成することに主眼を置いている。それに加えて、大学院での教育を担うことが出来る健康や栄養に関する質の高い知識を有する管理栄養士・栄養士の育成も求められている現況である。最近の管理栄養士・栄養士を取り巻く社会状況は、管理栄養士・栄養士といえども、最新の英文資料を読みこなせ、evidence-basedな説明が出来る程度の質の高さを求めている。たとえば、高度の専門知識を有する管理栄養士・栄養士が、健康サプリメントに対する誤った知識の氾濫を是正し、正しい知識を指導することは社会的ニーズであり、健康や食関連の企業などにも求められる存在であろう。一方、研究者及び教育者の供給については、既存の家政系栄養学系大学院では大学院レベルの研究、教育に従事できる人材を、質的にも、量的にも、充分に養成してこなかった。そのために、家政系栄養学部には質の高い専門教員の不足が常にあり、特に生命科学の知識を体得した研究者、教育者はその需要に応えられない。栄養教育先進国であるアメリカの栄養学系大学院では教育の中に生命科学を置いているが、日本の家政系大学院には、生命科学を主要な研究教育領域とした栄養学部がほとんどないのが現状である。以上のような現状に鑑み、民間企業研究所及び公的研究機関における栄養と生命科学の専門知識を持つ研究者・技術員、地方自治体や病院・福祉施設等で、生命科学と栄養学についての高度な知識を持ち栄養教育のできる指導者となるワンランク上の管理栄養士などの人材の育成を目指して博士後期課程を設置する。そこで自らの専門分野における深く豊かな学識と高度の研究能力を研鑽・鍛錬することによって、栄養科学の領域での、独創的、先端的研究を成し遂げることの出来る有能な教育・研究者として、本学の栄養科学部や栄養科学研究科を含めた栄養学関連の学部・学科を設置している大学や教育機関に於いての助手や助教職などのアカデミックジョブで能力を発揮することが可能である。また、最近の特定保健食品（特保食品）や経口栄養剤の開発研究の現状を考慮すると、トップ企業を含む関連企業への就職も期待できる。さらに、高齢者の増加に伴って、大学病院、市中病院、福祉施設などでの栄養サポ

ートチームの一員としての職種が開かれるとともに、公務員として国や地方自治体での地域医療や社会福祉などの社会的ニーズに対応できる有能な職業人を養成することなども社会の要請に応え得るものと考量している。

イ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

大学院博士後期課程は、栄養科学部（健康栄養学科と管理栄養学科）と博士前期課程（修士課程）を基盤とする「大学院栄養科学研究科栄養科学専攻（博士後期課程）」の名称で設置する。

そこで、学位の名称は「博士（栄養科学）」とする。当該名称とする理由については上記設置の趣旨と以下にも記載するように、栄養学を人間の生命体に直接的にかかわる学問と位置づけ、それに作用する食、栄養という観点から栄養を科学するという意味で、生命科学の領域での教育研究を特色とする本大学院での内容にふさわしい名称であると考えるからである。

研究科、専攻名及び学位の英文名称は、以下の通りである。

大学院[栄養科学研究科] Graduate School of Nutritional Sciences

専攻名[栄養科学専攻] Postgraduate Course of Nutritional Sciences

（領域）

栄養生理領域 Department of Nutritional Biochemistry and Cell biology

病態栄養領域 Department of Clinical Nutrition and Human Genetics

保健栄養領域 Department of Nutrition and Health Sciences

食品栄養領域 Department of Environmental Health and Nutrition

学位

「修士（栄養科学）」 Master of Nutritional Science (M.NS)

「博士（栄養科学）」 Doctor of Nutritional Science (D.NS)

ウ 教育課程の考え方及び特色（資料1、資料2）

本大学院「栄養科学研究科」は、生命科学の観点から食、栄養を科学するという教育研究を特色とする。その考え方の基盤は、栄養学を人間の生命体に直接関わる学問と位置づけ、その生命体に作用する食、栄養を考えるという、生命科学に主眼をおいたものである。この考え方を基点とし、生命科学の進展と社会のニーズにあわせた柔軟性のある教育体系の構築にとりくむ。具体的な教育内容は、生命体としてのヒトの生理機能や疾病の発症、病態に関わる内容と、ヒトの生命維持の基本となる食に関わる内容を二大支柱とし、ヒトを個体としてのマクロな生命体及び細胞レベルでみたミクロな生命体という双方向から総合的に捉え、それぞれに作用する栄養学という視点を基に授業科目を編成する。生命科学の研究は日々目覚ましい発展を遂げており、その進歩を支えるのが、最新の技術の開発とその応用にある。従って、この分野の研究には研究手法の修得が欠かせない。栄養科学研究科栄養科学専攻（博士前期課程（修士課程））の授業科目は、以下に記載するように、マクロ栄養科学（註1）、ミクロ栄養科学（註2）と命名した内容に区分し、基本的及び一般的研究手法の習得は、共通領域として設定した「実験・実習及び演習」の授業（註3）で学べるようになっている。

本大学院栄養科学研究科の理念を達成するために、博士前期課程（修士課程）の

4つの領域「栄養生理領域」「病態栄養領域」「保健栄養領域」「食品栄養領域」で修得した栄養科学の知識と技術に立脚した先端的かつ国際的レベルでの教育と研究を、博士後期課程では、「生命栄養科学領域」と一つの領域として教育を行う。[総合科目]として「生命栄養科学特論」と「特別研究（博士論文）」を配置し、いずれの科目も専門領域に立脚した生命栄養科学に関する講義と研究指導が中心となり、研究の立案、手技、結果の整理と討論、論文作成までの全行程について、責任を持って指導する。

（註1）マクロ栄養科学

マクロな生命体の栄養科学は、解剖生理学、生化学、臨床栄養学、病態栄養学などに加えて、公衆衛生学、環境化学、公衆栄養学、健康科学、栄養教育学などから構成される。講義内容は生命体としての機能及び疾病並びに環境と健康に主眼を置いたものとする。生命体としての基本的な機能、消化、内分泌、代謝、免疫等の解剖生理機能と、疾病の発症、病態、治療、予防等に関わる臨床栄養や公衆栄養の知識は、解剖生理学、生化学、臨床栄養学、病態栄養学、公衆栄養学、栄養教育学で学ぶ。また、環境と生命体の健康・栄養との関わりについては、公衆衛生学、健康科学、環境化学で学ぶ。いずれも学部以上のレベルでの授業を展開する。これらの授業科目名を、ヒトの健康に関する「マクロ栄養科学」と呼称する。

（註2）ミクロ栄養科学

ミクロな生命体としての栄養科学では、ゲノム解析の進歩によって解明されつつある疾患・栄養・遺伝子の関わりについて、細胞形態学、分子栄養学に加え、生体の防御機構を担う免疫・血液学の進展についても、免疫・アレルギー学、血液・腫瘍学で教育する。まだ体系化された学問境域とはいえない栄養遺伝子学（nutriogenomics）なども含めた内容となる。最近、注目されている脳における知的機能と食との関わりについては脳・神経科学で教育する。

食物と遺伝子の相互作用については新たな展開がなされつつあり、ヒトの生命現象を調節する機能を有する食品成分が注目され、疾病の予防や治療に果たす役割が期待されている。これらの栄養素や食品成分の機能性のメカニズムとその評価方法などについては食品分析学や食品機能学で教育する。遺伝子の機能改変や有効分子への修飾等を用いた手法により有用な機能食品（バイオ食品）が開発される一方で、それらと環境因子との関連、環境への影響等の課題が生じているが、これらについては、食品安全学で学ぶ。このことによって、ミクロな生命体としてのヒトの健康と栄養・食品の関わり、環境の影響についての知識を深める。これらの授業科目を「ミクロ栄養科学」と呼称する。

（註3）実験・実習及び演習の授業

実験・実習及び演習の授業では、細胞生物学実験・実習、脳・神経科学実験・実習、環境リスク学演習、健康栄養学演習、食品安全学実験・実習、環境化学実験・実習などの授業科目において実験・実習を中心として、生命科学の研究に必要な様々な実験・実習及び演習の手技などを修得する。これは、「マクロ栄養科学」および「ミクロ栄養科学」の授業を展開する際に必要なテクニックを取得するという実践的な意味も含む。それらの授業科目は、それぞれの研究領域を専門とする教員が担当し、

授業内容は学問の進歩と社会のニーズにあわせて、柔軟に対応できるように配慮する。いずれも人間を中心に捉えた栄養科学的な視点から構成されたものを基盤とし、「マクロ栄養科学」と「ミクロ栄養科学」に整合性のある内容の授業である。

工 教員組織の編成の考え方及び特色

本大学院栄養科学研究科の重要な教育理念は、博士前期課程（修士課程）において修得する「基本科目」の栄養生理領域、病態栄養領域、保健栄養領域、食品栄養領域の4領域から成り立っていることから、博士後期課程においては、それら4つの領域の専門科目を教授する教員が、「生命栄養科学領域」の領域に専門化した内容によって教育と研究の指導を行う。それらの教員は、それぞれの領域で専門科目を教授しており、本学を本務校としているため相互の連携を十分保って学生の教育と研究指導に対応できる。

才 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件（資料3、資料4）

（a）単位の取得について

博士後期課程の標準修業年限は3年とする。博士後期課程の修了に要する単位は、「総合科目」の「生命栄養科学特論」（2単位）と「特別研究（博士論文）」（14単位）の合計16単位の修得により修了とする。「生命栄養科学特論」（2単位）は博士後期課程所属の教員によるオムニバス形式による講義によって行う。「特別研究（博士論文）」（14単位）は入学時に指導教員を決めて、十分な討論を経て「論文題目」は入学年度の初めに提出する。

（b）「特別研究（博士論文）」の研究指導

特別研究（博士論文）の指導は、入学時に学生が希望する分野の指導教員を決定した上、博士論文の題目を提出し、研究科委員会の承認を経て、指導教員による研究指導が行われる。（註5）本課程に入学してから修了までの履修・研究指導は、原則として（資料4）に示した「特別研究（博士論文）の指導プロセス」に沿って行う。

学生は、博士論文題目が決定してから博士論文としてまとめるための研究指導が始まり、年間を通して研究題目に即して研究を行う。この間に、指導教員は、学生による研究室での研究報告会やセミナーにて隨時研究の経過発表において指導・助言を行うことにより、学生は自らの研究テーマや研究方法を評価・再考し、研究の深化を図ることができる。また、各セメスター終了時には進捗状況を研究科委員会に報告しながら研究指導を行う。

研究は、「相模女子大学研究倫理規程」（資料5）に基づいて研究倫理委員会が開催する講習会に参加し、研究に従事して遵守すべき倫理規準を理解させてから始めさせる。また、研究内容が動物実験を基本にして遂行する場合には、「相模女子大学動物実験に関する規程」（資料6）を遵守して行う。

学生は、十分な討論と指導教員の学位論文の作成指導を繰り返しながら論文としてまとめる。さらに、研究科委員会は、博士論文の提出時には学位論文の妥当性を見るために予聴会の開催を予定している。学位論文審査申請が提出された時、博士論文の審査は、

研究科委員会で3名の審査委員（主査1名と副査2名）を決定して行われ、博士課程に適した論文であるための指導を行う。審査委員の選任は、論文に対しての審査の平等を保持するために可能な限り主査に研究指導教員を選任しないことを基本とする。しかし、論文の内容の専門性を考慮しなければならないため指導教員が主査になる場合には、本大学院学則第35条第3項により本大学院教員以外の専門家を審査委員に加えることとする。学位申請者への十分な配慮と指導に加え最終試験を兼ねた博士論文発表会（公聴会）を開催して、質疑応答を行い合否の資料とする。その後、訂正や加筆が行われた博士論文は研究科委員会に提出され合否の判定を行う。合格者には「博士（栄養科学）」の学位が授与される。

博士後期課程に3年間以上在籍して学位論文を提出する学生に対しては、「相模女子大学大学院博士後期課程学位審査規程内規」（資料5）第2条第2項の規定に基づいて審査を行う。また、特に1年で修了できる場合の「成績優秀」の基準については、資料5の「相模女子大学大学院博士後期課程学位審査規程内規」第2条第3項 又は の規定に基づいて審査を行う。すなわち、本学の修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、博士後期課程1年以上の在籍期間に「生命栄養科学特論」2単位を修得し、修士課程又は博士前期課程及び博士後期課程1年以上の在籍期間に学位論文に含まれる内容で、審査制度の確立された国際誌に英文（筆頭著者）で2報以上掲載又は受理されているか、又は、本学の博士後期課程に入学した者は、1年以上の在籍期間に「生命栄養科学特論」2単位を修得し、学位論文に含まれる内容で、審査制度の確立された国際誌に英文（筆頭著者）で2報以上掲載又は受理されていることが審査条件となる。

（註5）本大学院学則

第33条の2 博士論文を提出するには、次の各号に該当しなければならない。

本大学院博士後期課程に1年以上在学し、授業科目について所定の単位を修得していること。

学院博士後期課程入学時に研究主題を定め、研究を遂行し、作成した博士論文を研究科委員会に提出しその承認を得ること。

（c）履修指導

博士後期課程においては開設科目を全て履修する。そこで、履修指導を兼ねて研究科委員会が、各学期の開始には面談を行う。特に、「特別研究（博士論文）」は、入学時に学生の将来の進路等を考慮して論文題目を吟味して決定し、指導教員との十分な討論を経て「論文題目」を研究科委員会に提出する。研究の内容及びその実験手技などにおいて専門的指導が必要な場合には、教員間相互の連携を十分保つて研究指導する。さらに、博士論文の提出の可能性については予聴会を開催して指導を行う。

力 施設・設備等の整備計画（資料7、資料8、資料9）

（a）校地、運動場、校舎の整備状況・計画

本学は、近年近郊都市として発展を続けている神奈川県相模原市の中心に位置

し、交通アクセスも良く、周辺を文教施設に囲まれた閑静で緑豊かな教育環境の中にある。そして、校地面積は学園全体として 163,564 m²を所有、その内 116,727 m²を大学・短期大学部の校地に供し、教育研究環境として十分な面積を確保している。

キャンパスの中心に陸上競技用グランドを配置し、それは、全学共通科目の「スポーツ」の授業はもとより、学生のクラブ活動、学園行事等に活用されている。また、テニスコート（4面）も大学構内に配置し、近年オムニコート（人工芝）に改修、夜間照明も敷設するなど、安全で快適な環境整備の構築を図っている。

平成20年3月に完成したマーガレット本館の延べ床面積 6,337 m²（6階建て）をもつ複合棟 6階に大学院用の会議室、講義室、研究室、実験室及び大学院生室（自習室）、大学院生更衣室を配備している。また、既設校舎では、5号館、9号館の講義・演習に用いる教室、情報関連の教育に用いる教室、図書館 5,336 m²（3階建て）の他、5号館2階に共同機器室、9号館3階に組み替え DNA 実験室（無菌室と表示）、5号館塔屋と9号館3階に実験動物飼育室等を栄養科学部と共に用することによって、教育環境の充実と保全整備を図るものである。

（b）機器備品等の整備計画

大学院の授業及び研究に必要とされる機器備品は、5号館、9号館に配置する大学院教員の研究室（資料の校舎・校地に明記）に、（資料9）に示す通り設備されている。また、5号館2階の共同機器室には資料に示すとおり最新の分析・解析用機器が設備されており、大学院での充分な研究の遂行が可能と考えられる。共通領域の科目として配置した「実験・実習」及び「演習」の科目に関しては、科目担当教員の研究室に設備されている設備機器および備品を用いることにより科目の遂行が可能である。さらに、それらの科目は、集中形式により授業を行うことから既存の学部における授業科目との重複をせずに遂行することができる。更なる教育効果の向上を図るための機器備品、教材、教具の整備を進めている。

大学院での授業の充実を図るために、教室へのプロジェクター、スクリーン、AV機器の設備、大学院生室（自習室）への机やイス、書棚、更衣室などを配置している。また、既設の施設、設備の有効な活用に併せ、新設する複合施設にも共通に利用できる情報処理や LL 等に関する施設設備の充実を以て更なる教育環境向上を図るべく整備する。

（c）図書等の資料及び図書館の整備計画

図書等資料の整備方針

既存の図書・学術雑誌等に追加し、カリキュラム内容及び研究科の主たる研究分野（生命科学・栄養学・食品学）に対応し、図書、学術雑誌、視聴覚資料、電子ジャーナル、デジタルデータベース等を整備する。図書、学術雑誌、視聴覚資料については、開設前年度にまず基本的な資料を配備し、完成年次までに充実させる。また、就任教員の要望等にも十分配慮を行い、研究科の教育・研究成果の向上を図る。

図書・学術雑誌・視聴覚資料等整備状況（完成年度）

図書	内国書	栄養学・食品学関連	冊 18,589	冊 19,788
	外国書	栄養学・食品学関連	冊 1,199	
学術雑誌	内国書	栄養学・食品学関連	種 95	種 140
	外国書	栄養学・食品学関連・生命科学	種 45	
電子ジャーナル			290	点
デジタルデータベース			5	点

デジタルデータベース、電子ジャーナルの整備

本学では、インターネットで通常アクセスできるデジタルデータベース以外に JDream 、医中誌 Web 等の商用データベースのアクセス権を取得し、情報の入手が可能となっている。また本学紀要については平成 16 (2004) 年度版以降の発行分を電子化しており、国立情報学研究所 (NII) との契約により、雑誌・紀要論文検索データベースを利用し、本学紀要を含め電子ジャーナルの閲覧が可能となっている。今後も電子ジャーナルを利用して、大学院の特色としている生命科学の研究領域の学術雑誌の更なる充実を図る。現在本学で契約している主なプラットフォームは Elsevier 、 Cell Press の雑誌を網羅している ScienceDirect や Nature を出版している Nature Publishing 、アメリカの学会が発行している学術誌を扱っているスタンフォード大学図書館の HighWire 等である。具体的なタイトルとしては ScienceDirect では Cell, Molecular Cell, Metabolism 等の個々のジャーナルの他、サブジェクトコレクションとして Biochemistry, Genetics and Molecular Biology 分野の約 280 誌のコレクション、 Nature Publishing からは Nature, Nature Medicine, EMBO Journal 等、 HighWire からは Cancer Research, Molecular and Cellular Biology, Journal of Biological Chemistry 等を選択し、購読している。これらの整備により生命科学に関する最新の情報をもれなく知ることができる。

閲覧環境の整備

現行の閲覧席は 407 席 (オープン席、グループ閲覧室、個室含む) であるが、大学院栄養科学研究科を含め学部学科構成の変更・収容定員の増加による学生数の増加及び学習環境整備を鑑み、閲覧席を収容定員の 10% を目途に増やし、調査・学習に適した環境を構築する。

レファレンスサービスおよびガイダンス教育の拡充

情報の媒体と発信が多様化しているなかで、レファレンスサービスをより充実させていく。また、利用者が自力で文献探索ができるよう所蔵検索や文献検索等のガイダンス教育にも力を入れていく。特に大学院では欧文の資料を探すための

データベース、電子ジャーナルの利用法についてもガイダンスを実施する。

情報関係のサービスの充実

図書館内に情報処理教室と同様の機能を有する PC を約 30 台設置し、利用者の情報検索やレポート等の課題作成の利用に供している。今後も継続していく。

他機関との連携の拡充

現在、国立情報学研究所の相互協力、神奈川県内大学図書館相互協力協議会、相模原市内大学図書館・市立図書館相互協力連絡会に加盟しており、文献複写依頼、現物貸借、「共通閲覧証」の発行等で利用者に便宜を図っている。これらの連携を継続していく。

司書の人数及び配置の考え方

1) 教育研究支援センター学術情報グループ職員の配置

- ・ 附属図書館長（教授兼務） 1 人
- ・ 教育研究支援センター長 1 人
- ・ 学術情報グループマネージャー（管理職、司書） 1 人
- ・ 専任司書 2 人
- ・ 業務委託職員

2) 配置の考え方

専任司書を中心に、司書資格を有する非常勤職員を配置し、学生及び教職員の利用、相談等に対応できる体制を整備する。

キ 既設学部及び修士課程との関係（資料 10、資料 11）

本大学院栄養科学研究科の教育課程に含まれる授業科目は、栄養科学部の管理栄養学科と健康栄養学科の教育課程（栄養士資格科目、管理栄養士国家試験受験資格科目、各学科専門選択科目）に含まれる授業科目を統合したものとして設置してある。したがって、大学院の教育課程においては、既設学部で受ける教育内容が基本となり必須であることから、既設学部との教育上の連携が十分可能と考えている。

また、博士前期課程（修士課程）の教育課程に含まれる授業科目は、「基礎科目（必修）」として「栄養科学総論」を 1 年次の春学期に配し、栄養科学研究科栄養科学専攻の概説を含めて大学院指導教員がオムニバス方式により履修指導を行っている。「基本科目」は、全てを選択必修とし、履修に関しては学生各自の将来の進路を示したモデル（註 6）を参考に履修指導を行っている。「総合科目（必修）」として、「特別研究（修士論文）」（10 単位）は入学時に指導教員を決めて、十分な討論を経て「論文題目」又は「課題研究の題目」を入学年度の初めに提出する。また、グローバルな視点から最新の研究情報や社会的情報を得るための科目として、オムニバス方式により教授する「総合栄養科学特論」を 1 年次後期に配置してある。

博士後期課程はそれらの教育内容を基本として、総合的な専門教育を目標として総合科目に「生命栄養科学特論」（2 単位必修）を 1 年次前半に配置し、「特別研究（博士論文）」（14 単位）に邁進できる履修となっている。（資料 11(A)）

(註 6) 履修モデルによる履修指導 (資料 11(B))

博士前期課程 (修士課程) では「基本科目」の履修は、教育効果の視点から、卒業後の進路や学生の興味関心に対応して以下の 3 つの履修モデルの選択により行っている。

履修モデル 1

本履修モデルは、民間及び公的な試験・研究機関に不足している、栄養の専門知識及び生命科学の知識を体得した研究者・技術員を養成することを特徴として、栄養生理領域と病態栄養領域の科目を主としている。

履修モデル 2

本履修モデルは、現代の高齢化社会にあって、地方自治体や病院・福祉施設などで、病気の予防と健康の増進を踏まえた栄養計画の専門指導者を養成することを特徴として、病態栄養領域と保健栄養領域の科目を主としている。

履修モデル 3

本履修モデルは、新規食品の開発や研究及び食について環境の視点から研究・実践指導する者を養成することを特徴として、食品栄養領域と保健栄養領域の科目を主としている。

ク 入学者選抜の概要

本大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 24 歳に達した者で、本大学院の当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

入学選抜は 9 月と 3 月の年 2 回実施する。入学選抜方法は、外国語 (英語) の筆記試験および専門領域の内容を含む面接を行い、合否を判定する。

なお、社会人の受験希望者は、上記選抜方法に加えて業績書の審査と合わせて総合的に合否を判定する。また社会人が本大学院を受験するに当たっては「所属長からの承諾書」の添付が必要である。

近年、管理栄養士や栄養士の資格を持つ男子学生が増加しており、本大学院における男女共学は、教育環境面においても整備されおり、男女機会均等法の理念を考慮すると高度な栄養学の教育、研究を行う教育機関は男女共学にすることが望ましいと考え、本大学院博士後期課程は男女共学とする。

(b) 博士後期課程

区分	募集人員	選 択 方 法	試験科目	入試予定日
一般試験	2名	外国語(英語)、面接(専門領域の内容を含む)により総合的に判定する。	外語学(英語)	9月中旬と3月初旬

本大学院博士後期課程の定員は、第一義的には本大学院学則第42条の2に示す博士前期課程からの進学を考慮して1名、公募による大学院研究科等(私大27大学院研究科・入学定員197人【資料11D】)の修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程の修了者並びに社会人を対象として1名、併せて2名を設定した。

ヶ 大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施

本大学院栄養科学研究科栄養科学専攻(博士後期課程)は、大学院設置基準第14条による教育方法の特例を実施することとし、修学意欲の強い社会人の受入を図るものとする。

(a) 修業年限

標準修業年限は原則3年とする。ただし、修業年限が3年以上にわたる場合においても6年の修業年限内で履修を認める。また、成績優秀な学生に対しては、1年以上在学し、かつ博士論文の提出条件を充足する場合、博士論文の提出を認める。

(b) 履修指導及び研究指導の方法

履修指導は、入学時の就業状況を配慮して3年間の各学生の希望に即した選択を可能にすることによって、目的の具現化に向けた意識的な履修と研究を誘導する。本研究科では社会的実務能力を修得するに当たり、本学学部に開設している授業科目を履修できるように配慮する。

(c) 授業の実施方法

社会人の勤務形態に併せて授業科目は、月曜日から金曜日の6時限(午後6時~午後7時30分)と土曜日の1時限(午前9時~午前10時30分)と2時限(午前10時40分~午後12時10分)を利用して修業できるものとする。

(d) 教員の負担の程度

本学は、既設の学部では教員あたり年間12コマの持ち時間が標準となっている。既設の学部との担当時間数の調整を行い、最大限でも年間18コマを超えないようにして教員の負担が増大しないように配慮する。

(e) 教育上の配慮

図書館・情報処理施設等の利用方法や学生福利厚生に対して配慮し、そのために必要な職員を配置する。また、平日・土曜日ともに図書館・情報処理施設を大学院生の利用に供するとともに、他の施設設備についても利用が可能なように配慮する。

さらに、職員の勤務体制に一部フレックス制を取り入れ、利用時間の延長を図り業務が円滑に行われるよう職員を配置する。

(f) 入学者選抜の概要

入学選抜は9月と3月の年2回実施する。入学選抜方法は、外国語（英語）の筆記試験と面接（専門領域に関する内容も含む）を行い、業績書の審査と合わせて合否を判定する。

- ・業績書とその概要
- ・研究計画書（希望する研究指導教員と事前に面談して計画する）
- ・面接試験
- ・勤務及び社会活動歴報告書。

また、社会人が本大学院を受験するに当たっては「所属長からの承諾書」の添付が必要である。

コ 管理運営の考え方

本大学院における授業及び研究指導は、本大学院の教授が担当する。ただし、必要な場合は本大学院の准教授、講師及び助教をこれに当てることができる。

本大学院研究科の管理運営に当たっては、研究科委員会を設置するものとする。研究科委員会の組織については、次の委員をもって組織する。

研究科長、研究科の指導教員

この研究科委員会には、委員長を置き、研究科長がこれに当たる。研究科委員会は委員長が招集し、その議長となる。

研究科委員会は、研究科に関する次の事項を審議する。

研究および教育に関する事項

教員の審査に関する事項

学位の授与に関する事項

教育課程に関する事項

学生の入学、修了等学生の身分に関する事項

学生の賞罰に関する事項

学則および諸規程の変更に関する事項

その他研究科に関する重要事項

研究科委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

本大学院に関する事務については、本大学の事務組織がこれに当たるとする。

（大学院学則「第2章 教員・運営組織」の中でも記載している。）

サ 自己点検・評価

(a) 学部における自己点検・評価の実施

相模女子大学自己点検評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、常に教育研究活動及び管理運営の現状を客観的に把握し、大学の理念・目的に照らして点検評価し、改善すべき点を明らかにするとともに、将来の改革の方向を検討し、不断の努力を行うことを目的として設置している。その職務は、本学の教育研究活動及び管理運営状況について行った点検結果を評価し、改善・改革の指針を策定することと、点検評価の結果を報告書にまとめ学長並びに理事長に報告するとともに、その概要を学報等に公表する

ことである。

評価委員会は、相模女子大学自己点検運営委員会（以下「運営委員会」という。）と相模女子大学自己点検実施委員会（以下「実施委員会」という。）によって構成され、これらの事務局は、経営管理センターに設置し、事務職員若干名をもって構成されている。これまでに実施した自己点検・評価は下記の通りである。

第1回：平成8年度に実施した。評価作業まで至らず「点検報告書」としてまとめたものを学内に配付することにとどまった

第2回：平成11年度に実施した。その結果を平成12年3月に印刷物として刊行し、私立大学を中心に学外に公表した。

第3回：大学基準協会の加盟判定審査を受けるため平成13年度に実施した。その後、加盟判定審査結果とともに「相模女子大学点検・評価報告書（平成13年度）」として刊行した。これらは本学附属図書館に配架するとともに他大学にも配布した。

第4回：平成19年度に大学基準協会の大学評価・認証評価を受けるため実施した。その結果、大学基準協会の大学基準に適合していると認定されたが、長所として特記すべき事項の他に、教育内容・方法 学生の受け入れ 研究環境 教員組織 管理運営 自己点検・評価の6点に関して助言があった。そのうち、学生の受け入れと自己点検評価の2点については現在改善に取り組んでいるが他の4点については、平成19年度に行った大学院・学科の新設並びに既存学部学科の改組の取り組みの中で改善が行われた。結果は、大学基準協会の認証評価とともに点検・評価報告書の全文をホームページで公開した。

社会が急速に変化する現在にあって、速やかな改革・改善は必須の事項となっている。これまでの点検評価活動を通じて、本学の建学の精神・教育の目的・教育方針から展開されている教育課程や、これらを実施していく教員組織と事務組織の在り方、教育内容を実現していくための施設・設備の充実度、これを支える財政上の問題点等々が明瞭となり、大学は大学にふさわしい、「質の保証」を実現するようより一層の努力を必要とすることが明らかとなった。本学は、自己点検・評価によって掘り起こされた課題に限らず、日々生ずる課題についても、教学事項については大学設置の各種委員会、教授会、大学評議会で、経営事項については長期構想委員会、大学改革推進会議、常任理事会でそれぞれ協議し時間を置かず改善の策を講じている。また、教学と経営の両方にまたがる課題については大学問題懇話会や学内理事会で調整し、協働して改善の策を策定している。

（b）研究科における自己点検・評価の実施

上記自己点検・評価の状況を踏まえた上で、本研究科においても自己点検・評価を実施し、教育研究活動等の改善を図るものとする。

実施方法及び実施体制

現在、本大学で実施されている自己点検・評価方式を大学院研究科においても採用する。

具体的には、委員会を組織してこの件にあたるものとする。委員会は研究科長を委員長として、研究科所属教員および大学各関連部署から選出される委員によって構成する。

委員会は、本学の教育研究活動及び管理運営状況について点検評価し、改善・改革の指針を策定する。また、点検評価の結果を報告書にまとめ理事長に報告する。

結果の活用・公表

自己点検・評価により得られた結果を教育研究等の現場にフィードバックし、新たな課題や目標を明らかにする。その他、右結果を本大学院の諸活動のさらなる改善・改革のために積極的に活用する。

また、自己点検・評価の結果は冊子のかたちで公表する。

(c) 評価項目

基本的には(財)大学基準協会「大学評価マニュアル」に準拠する。具体的には以下の点につき自己点検・評価を実施する。

- (1) 大学院研究科の理念・目的
- (2) 修士課程、博士課程の教育内容・方法等
- (3) 学生の受け入れ
- (4) 教員組織
- (5) 研究活動と研究環境
- (6) 施設・設備等
- (7) 図書館及び図書・電子媒体等
- (8) 社会貢献
- (9) 学生生活への配慮
- (10) 管理運営
- (11) 財務
- (12) 事務組織
- (13) 自己点検・評価
- (14) 情報公開・説明責任

シ 情報の提供

(a) 実施方法

本学では教育研究活動等に関する情報を積極的に提供するため、各種刊行物及びインターネットを利用した情報提供を行っている。大学院についても、同様の方法で情報を公表する。

(b) 情報提供項目

大学ホームページ

大学の沿革、建学の精神、大学の特徴、大学院の教育理念、入学試験や公開講座に関する情報、カリキュラム、取得できる資格、卒業後の進路に関する情報等
大学案内

大学の沿革、建学の精神、大学の特徴、大学院の教育理念、入学試験や公開講座に関する情報、カリキュラム、取得できる資格、卒業後の進路に関する情報等

Student Handbook syllabaus

大学院の学則、教育課程、履修方法、評価基準、履修要項、学生生活等の情報
入学試験選抜要綱

入学試験に関する情報

『相模女子大学研究活動報告』

教員の教育研究活動等の状況に関する情報（著書、論文、学会口頭発表、実技発表、作品発表等に関する活動報告及び社会活動等に関する活動報告）

自己点検・評価報告書

教育研究水準の向上を図るために行われた、教育研究活動の状況についての自己点検・評価の情報

ス 教員の資質の維持向上の方策

本学では、教員個人が自律的かつ定期的に自己の活動状況を点検・評価することにより、教育・研究の活性化とレベルの向上を図り、組織として客観的・総合的な観点から各教員を評価することで、本学全体及び学部・学科・研究科の教育目標の実現と課題の改善に資することを目的とした、「相模女子大学・相模女子短期大学部教員評価指針」を平成20年9月に制定した。教員評価は、教員の活動状況（「教育」、「研究」、「組織運営」及び「社会貢献」の4領域に分類する。）について記入した「教員自己評価調査表」に基づき「全学教員評価委員会」において評価する。平成21年度は試行的に実施し、平成23年度より2年ごとに本格的に実施する。

教員の資質の維持向上及び授業の内容・方法の改善を図るために方策として、本大学院では、以下のような組織的取り組みを行う。

(a) 教員資質開発（ファカルティ・デベロップメント FD）

研究科委員会では、専任教員全員が参加して、教育内容及び教育方法の改善を図るための研修を年1回行う。研修では、本大学院の理念や目標、教育制度、教員の心構え等の基礎事項を確認するとともに、大学院生の指導方法及び教育方法等について議論する。

FD活動については、教務担当副学長を委員長としたFD委員会が設置され、FD講演会等が開催されている。

(b) シラバス

シラバスについては、授業科目ごとに授業のねらい・内容、授業計画、評価の方法、教材・参考文献、留意事項について説明したものを冊子（Student Handbook syllabus）にまとめ、毎年春学期の履修登録前に学生に配付する。学生は科目の選択にあたり、「その科目で何を学修するか」、「他の科目との関連性を含めて研究科全体の研究領域のなかでどのような意味があるか」を理解する、ほとんど唯一の情報源としてシラバスを活用している。また、教員の側にも授業を計画的に行い、指導方法を考える契機として意義が認められる。

(c) 学生による授業評価

大学院生による授業評価を実施する。春秋の各セメスターの終了近い時点に各教員が実施する。内容はマークシートと自由記述欄から構成される。教員は編集されたデータを基に感想を「所見」としてまとめる。この所見をもとに、ホームページの授業評価欄に概要が掲載され、学生の閲覧に供される。また、それらは、教員各自が、授業改善に役立てるとともに、教育内容と方法については、研究科委員会やF D委員会で組織的に討議・検討し、さらに、研修会での資料として活用し、大学院の授業の開発と発展に役立てる。

(d) 自己点検・評価

「サ 自己点検・評価」で述べたように、教育研究活動の状況について自己点検・評価を定期的に実施し、その向上を図る。

(e) 各種学会、研修会への参加

教員の資質の向上及び大学院生に対して最新の教育を提供するため、国内外の学会及び研修会への参加を奨励し、そのための研究費予算措置も講じる。

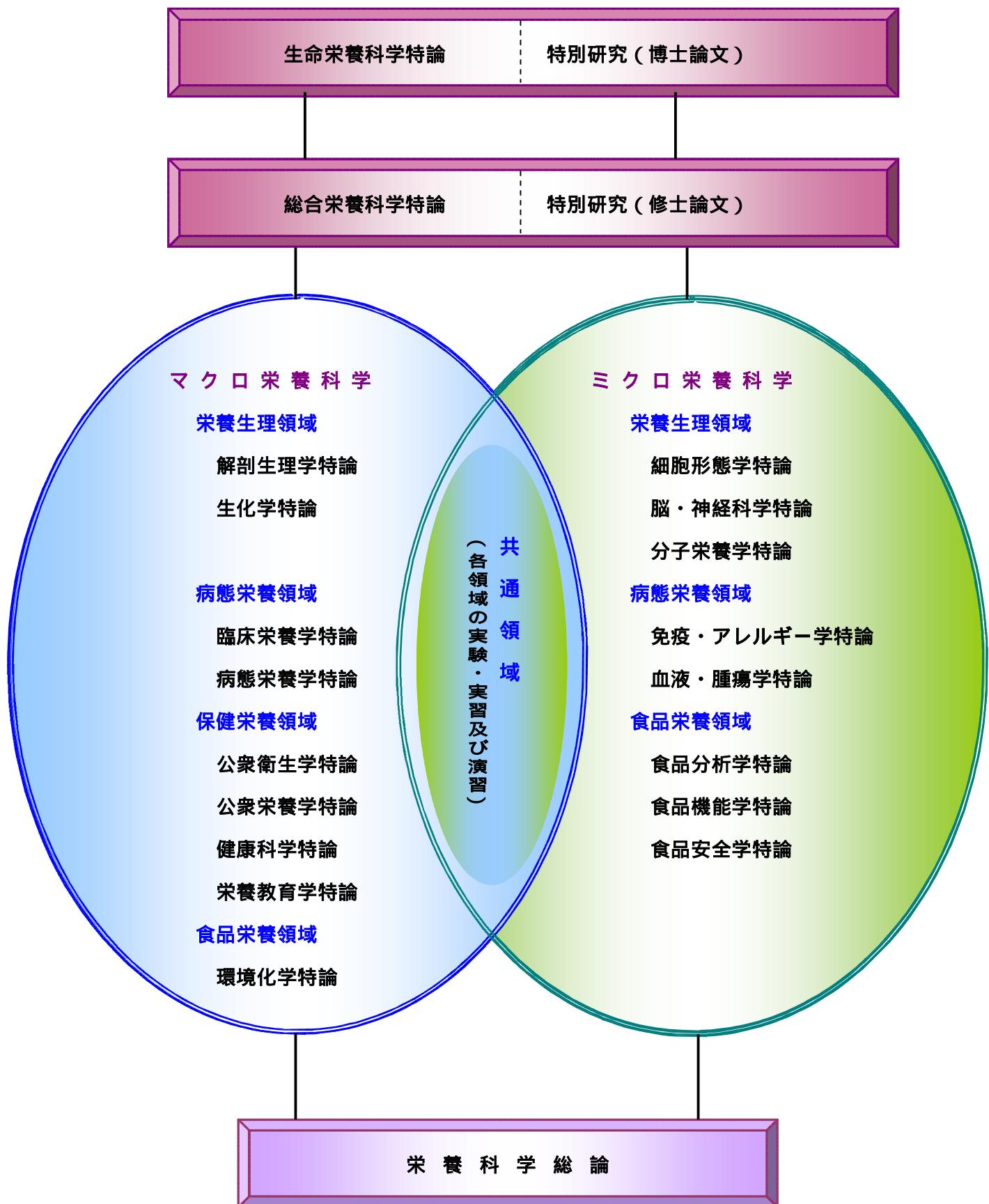
(f) 講演会の開催

学内外の講師による、教育能力向上のための講演会を開催する。

セ 学生確保の見通し

定員確保の見通しを得るため、本学の修士課程（博士前期課程）に在学する院生と学位を持たない教員を対象に博士後期課程進学についてのアンケートを実施した。アンケートの内容は、別紙（資料11C）に示す。その結果、修士課程2年生（アンケート回収数8）では、1名が本大学院博士後期課程への進学を予定しており、3名が進学を考慮中であった。また、修士課程1年生（アンケート回収数3）では、1名が本大学院博士後期課程への進学を予定している。教員（アンケート回収数9）では、2名が本学の大学院への進学を考慮中であった。又、1名が本学を含めた大学院への進学を考慮中であった。今後、本学博士後期課程に在学中の教員の職務免除等について整備することになっており、これらについても規定が整備された後、学位を持たない学内の教員の志望者が増加すると予想される。さらに、博士後期課程の設置が正式に認められれば、大学院研究科の修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程並びに民間企業・病院等への広報活動を行うことにより、他大学の博士前期課程等からの志望者や本学卒業生を含む各地の管理栄養士・栄養士等からの社会人入学者が予想されることから、入学定員は確保できると思料している。

以上



資料 2

教 育 課 程 の 編 成

(博士後期課程)

	教育領域	生命栄養科学領域 (栄養生理領域、病態栄養領域、保健栄養領域、食品栄養領域)
総合科目		生命栄養科学特論、特 別 研 究 (博士論文)
	教 員	青木、安達、大山、岡部、澤崎、武田、樋川、巽、増子

教 育 課 程 の 編 成

(博士前期課程)

	教育領域	栄養生理領域	病態栄養領域	保健栄養領域	食品栄養領域
基礎科目		栄養科学総論			
	マクロ栄養科学	解剖生理学特論 生化学特論	臨床栄養学特論 病態栄養学特論	公衆衛生学特論 公衆栄養学特論 健康科学特論 栄養教育学特論	環境化学特論
基本科目	ミクロ栄養科学	細胞形態学特論 脳・神経科学特論 分子栄養学特論	免疫・アレルギー学特論 血液・腫瘍学特論		食品分析学特論 食品機能学特論 食品安全学特論
	共通領域	細胞生物学実験・実習 脳・神経科学実験・実習		健康栄養学演習 環境リスク学演習	食品安全学実験・実習 環境化学実験・実習
総合科目		総合栄養科学特論 特 別 研 究 (修士論文又は課題研究)			
	(教員)	澤崎、武田、樋川	巽、増子	安達、野田、吉岡	青木、大山、岡部

資料3

授業科目	配当年次	単位数		担当者
		必修	選択	
総合科目	生命栄養科学特論	1 前期	2	青木、安達、大山、岡部、澤崎、武田、巽、増子、樋川
	特別研究(博士論文)	1 ~ 3 通年	14	青木、安達、岡部、澤崎、武田、巽、増子、大山、樋川
修了に要する単位数		16単位以上		

資料4

特 別 研 究(博 士 論 文)の 指 導 プ ロ セ ス

時 期		学 生	指 導 教 員	研究科委員会
1 年 次	春 学 期	4月 指導教員及び博士論文題目の提出 研究計画の立案 ·過去の文献検索と整理 ·実験・調査プロトコールの作成 ·予備実験・調査 本研究遂行 ·データ集積、解析	履修指導・博士論文題目の決定 研究計画指導 ·研究の目的 ·研究方法 ·文献検索 研究指導 ·データ集積、解析	指導教員の決定 博士論文題目の決定 研究の進捗状況の確認→ 研究の進捗状況の確認と報告 研究室での研究報告会
		5月		
		6月		
		7月		
		8月		
	秋 学 期	9月		
		10月		
		11月		
		12月		研究室での研究報告会
		1月		
2 年 次	前 学 期	2月		研究室での研究報告会
		3月		研究の進捗状況の確認→ 研究の進捗状況の確認と報告
	後 学 期	4月 本研究遂行 ·データ集積、解析		研究室での研究報告会 優秀な学生からの学位論文申請の確認
		5月		
		6月		研究室での研究報告会
		7月		
		8月		研究室での研究報告会
		9月		研究の進捗状況の確認→ 研究の進捗状況の確認と報告 研究室での研究報告会
		10月		
		11月		
3 年 次	前 学 期	12月		研究室での研究報告会
		1月		
		2月		研究室での研究報告会
		3月		研究の進捗状況の確認→ 研究の進捗状況の確認と報告
	後 学 期	4月 本研究遂行 ·データ集積、解析		研究室での研究報告会 3年在籍学生からの学位論文申請の確認
		5月		
		6月		研究室での研究報告会
		7月		研究の進捗状況の確認→ 研究の進捗状況の確認と報告 主査1名、副査2名の決定
		8月		研究室での研究報告会
		9月		·研究をまとめる← 研究のまとめ方の指導等
	後 学 期	10月 博士論文の作成(論文要旨も含む)← 論文作成指導 ·追加実験、調査、分析 ·論文のまとめ		予聴会(論文提出の可否を判定)
		11月		·論文の構成 ·データの整理と解析、図表の作成等
		12月 博士論文提出		主査・副査による審査
		1月		問題点の指導←
		2月 博士論文発表会(最終試験)←		主査・副査による審査 公開発表会の開催 研究科委員会による合否判定
		3月 修了(学位記の交付)←		修了の認定(単位の授与)

相模女子大学研究倫理規程

平成17年 3月10日

制定

(目的)

第1条 この規程は、相模女子大学（以下「本学」という。）における、人を直接の対象とする医学的・生物学的・心理学的又は教育学的研究等のうち、「臨床研究に関する倫理指針」（平成15年7月10日 厚生労働省）「疫学研究に関する倫理指針」（平成14年6月17日 文部科学省、厚生労働省）に照らして、倫理上特別の配慮が必要とされる研究及びそれらの成果（以下「研究」という。）を公表する際の留意事項・手続等を定め、研究対象者及びその関係者の人権を擁護するとともに、本学における研究活動の円滑な推進に資することを目的とする。

(留意事項)

第2条 前条の研究を行おうとする本学の研究者は、前条にあげた「倫理指針」及びその基底となった「ヘルシンキ宣言」（1964年世界医師会総会採択、2000年エディンバラ同総会で修正）や我が国の個人情報保護に係る議論等を踏まえて、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 人間の尊厳及び人権を尊重すること。
- (2) 科学的又は社会的利益よりも、個人の人権の保障が優先されること。
- (3) 研究は人類の知的基盤、健康及び福祉に貢献する社会的に有益なものであること。
- (4) 被験者又は提供者の選択においては、平等・公平であること。
- (5) 事前に十分な説明を行い、被験者又は提供者から自由意思に基づく同意を受けること。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。
- (7) 研究倫理委員会による事前の審査により研究の適正性が確保されること。
- (8) 研究結果の公表を通じて研究の透明性を確保すること。

(研究倫理委員会)

第3条 第1条の目的達成のため、相模女子大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4条 委員会は、次の各号にあげる事項を審査する。

- (1) 研究実施計画及び出版公表原稿等の審査に関すること。
- (2) 研究の検証に関すること。
- (3) その他、研究上の倫理に関すること。

第5条 委員会は、次の各号にあげる委員をもって構成する。

- (1) 研究委員会委員長 1名
- (2) 本学で人を対象とする研究に携わる教員 若干名
- (3) 本学の教授会構成員で前号以外の教員 若干名

(4) その他、学長が必要と認めた者 若干名

(5) 学外の学識者等 1名

2 前号第2号、第3号及び第4号の委員は教授会の議を経て、それぞれ学長が委嘱する。

3 第1項第3号、第4号及び第5号の委員の一部は、人文・社会科学の立場の者でなければならない。

4 委員会は、男女両性で構成されなければならない。

5 委員会に委員長を置き、研究委員会委員長が委員長を務める。

6 委員長は、委員会を招集し、議長を務める。

7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

8 委員会は、委員の1/2以上の出席で議決を行い、出席委員の1/2以上の賛成で決し、可否同数の場合は議長が決する。

9 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

10 委員会が必要と認める場合は、その審議する事案に関して専門的知識・経験等を有する者の出席を求め、意見を聞くことができる。

11 委員会には必要と認められる場合には、小委員会を置くことができる。

(申請手続)

第6条 研究の実施責任者は、研究を実施しようとする場合は、研究実施計画書（様式1）を作成し、学長に申請するものとする。

2 前項の申請書類は審査のため学長より委員長に提出されなければならない。

(申請の審査)

第7条 前条の申請に対する委員会の審査は、研究の対象者たる個人の人権の擁護、被験者に理解を求め及び同意を得る方法、研究の遂行により惹起する可能性のある個人への不利益および危険性に対する配慮がなされることに留意して行わなければならない。

2 前項の審査を行うにあたり、委員会は研究の実施責任者に出席を求め、実施計画の内容等の説明ならびに意見を聴取することができる。ただし、実施責任者や関係者が委員である場合は、その委員は委員会の審査に参加することはできない。

3 審査の経過及び結論の内容は、議事録として保管するものとする。

4 学長は、委員会の答申を受けた場合は、別に定めるところにより、その審査の結果を公表するものとする。

(申請書の承認)

第8条 第6条第1項に係わる申請書は、委員会での審査報告（様式2）を受け、学長が承認、通知する（様式3）

(実施計画の変更)

第9条 研究の実施責任者は、計画に変更が生じた場合には、速やかに学長にその旨を報告しなければならない。

2 学長は、第1項の報告を受けたときは、その内容（写し）を委員会に報告しな

ければならない。

3 委員会は、前項の報告について必要であると認めるときは、改めて当該変更に係わる実施計画について審議し、意見を述べることができる。この場合、学長は委員会の意見を尊重し、研究の実施責任者に対して必要な指示を行うものとする。

(研究実施状況の報告)

第 10 条 研究の実施責任者は、研究の実施状況について研究実施経過・終了報告書（様式 4）により、実施期間終了後速やかに、学長に報告しなければならない。

2 学長は、研究実施責任者から前項の報告を受けた場合は、当該研究計画の審査を行った委員会へ報告するものとする。

3 研究実施責任者は、委員会から研究に関して報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

4 学長は、この規程等に違反し、又そのおそれのある研究が計画又は実施されていることを知り得た者から進言があった場合、必要であると認めたときは、研究の制限又は中止、その他必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第 11 条 この規程の運用に携わる者は、研究実施計画書の内容や、その他実験に関する事項について秘密を守らなければならない。

(事務)

第 12 条 委員会に関する事務は、教育研究支援センターが行う。

(細則)

第 13 条 この規程の運用に関する事項は、別に定めることができる。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、教授会の議を経るものとする。

附 則

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 18 年 7 月 20 日一部改定、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

相模女子大学大学院博士後期課程学位審査規程内規

平成 21 年 8 月 27 日

制 定

(目的)

第1条 この内規は、相模女子大学大学院学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、相模女子大学大学院（以下「本学」という。）が授与する博士（栄養科学）の学位審査に関する必要な事項を定めるものとする。

(学位論文審査の申請)

第2条 学則第33条の2に基づき学位論文の審査を申請する者は、指導教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

学位論文審査願（別紙様式第1号）	1部
学位論文	5部
学位論文要旨（別紙様式第2号）	30部
論文目録（別紙様式第3号）	5部
学術論文等（論文目録に記載したもの）	5部
履歴書（別紙様式第4号）	1部

2 前項第5号に規定する学術論文等は、学位論文の主内容にかかわるもので、原則として英文で審査制度の確立された国際誌に、掲載又は受理されたものを含むものとする。博士後期課程に3年間以上在籍して学位論文審査願を提出する者は、学位論文に含まれる内容で、審査制度の確立された国際誌に英文（筆頭著者）で1報以上掲載又は受理されていることが必要である。ただし、共著論文である場合は、その論文を学位論文の内容とすることについての共著者の同意書（別紙様式第5号により作成したもの）を添付するものとする。

3 学位論文審査願の提出に当たって、学則第34条第4項及び第5項の「研究科委員会が特に優れた研究業績をあげたと認められる申請者」は、下記の 又は の条件を満たしていることが必要である。

本学の修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、博士後期課程1年以上の在籍期間に、生命栄養科学特論の単位を修得し、修士課程又は博士前期課程及び博士後期課程1年以上の在籍期間に学位論文に含まれる内容で、審査制度の確立された国際誌に英文（筆頭著者）で2報以上掲載又は受理されていること。本学の博士後期課程に入学した者は、1年以上の在籍期間に生命栄養科学特論

の単位を修得し、学位論文に含まれる内容で、審査制度の確立された国際誌に英文（筆頭著者）で2報以上掲載又は受理されていること。

4 第1項に規定する書類 の提出は、原則として毎年12月中旬までとする。

（学位論文審査委員会）

第3条 第2条の規定に基づき学位論文審査願が提出されたときは、研究科長は、学則第35条に基づき、研究科委員会における学位論文受理に関する議を経て学位論文審査委員会を組織し、学位論文の審査を付託するものとする。

2 研究科委員会において、学位論文に最も関連ある教員を主査に、学位論文に関連ある教員2名以上を副査に選任する。審査委員の選任は、審査の平等を保持するため可能な限り論文の内容の専門性を考慮しなければならない。なお、学則第35条により本学教員以外の専門家を審査委員に加えることができる。

3 学位論文審査委員会の委員の任期は、研究科委員会において学位論文審査の合格又は不合格が判定された日までとする。

（学位論文の審査、最終試験及び学力の確認）

第4条 学位論文の審査及び最終試験は、学則第35条及び第36条に基づいて行う。特に、学力の確認は、単位の修得と学位論文に関する公聴会での発表と質疑応答によって行う。

2 研究科委員会が特に優れた研究業績をあげたと認められた申請者の審査は、学位論文審査申請に関する第2条第3項を充足していることが確認できた場合に行う。

3 本学の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が学位論文の審査を申請する場合は、退学後2年以内に第1項によって審査を行う。

（審査期間）

第5条 前条第1項に規定する学位論文の審査と最終試験及び学力の確認は、学位論文の提出年度末までとする。

（審査結果の報告）

第6条 審査委員は、学位論文審査、最終試験及び学力の確認を行ったときは、審査の結果及び評価に関する意見を付して、その合否及び学力の確認の成績と共に、研究科委員会に報告しなければならない。

2 学位論文審査委員会の報告は、審査委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

（研究科委員会の審議）

第7条 研究科委員会は、前条の審査結果に基づいて審議し、学位を授与することの可

否を議決する。

- 2 前項の議決は、研究科委員会委員の総数の 3 分の 2 以上が出席し、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。ただし、公務、出張中及び休職中のため出席できない委員は、委員の総数に算入しないものとする。
- 3 研究科委員会が第 1 項の議決をなしたときは、研究科長は、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 8 条 学長は、前条第 3 項の報告に基づいて、学位の授与を議決された者に所定の学位記を授与する。

- 2 学長は、学位を授与できない者に対して、その旨を通知しなければならない。

(学位論文の要旨等の公表)

第 9 条 博士の学位を授与したときは、本学は、授与した日から 3 ヶ月以内に、学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を公表するものとする。

(文部科学大臣への報告)

第 10 条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 ヶ月以内に学位授与報告を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の名称の使用)

第 11 条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「相模女子大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第 12 条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

- 2 研究科委員会が前項の議決をする場合は、第 8 条第 2 項の規定を準用する。

(細則)

第 13 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附則

- 1 この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式第 1 号

年 月 日

栄養科学研究科長

殿

学籍番号

氏 名

学 位 論 文 審 査 願

相模女子大学学位規程第 4 条の規定により、下記の書類を提出いたしますので審査をお願いします。

記

学位論文審査願（別紙様式第 1 号）	1 部
学位論文	5 部
学位論文要旨（別紙様式第 2 号）	3 0 部
論文目録（別紙様式第 3 号）	5 部
学術論文等	5 部
履歴書（別紙様式第 4 号）	1 部

別紙様式第 2 号

学 位 論 文 要 旨

論文題目

学籍番号

氏 名

別紙様式第 3 号

年 月 日

論 文 目 錄

学籍番号
氏 名

学位論文

1. 題目

[

]

2. 印刷公表の方法及び時期

参考論文

備考 1 学位論文題目が和文で表記されている場合は英訳を、英文で表記されている場合は和文を（ ）内に記入すること。
2 共著論文の場合、著者名は論文に記載されている順序ですべて記入すること。
3 論文を印刷公表していない場合であっても、公表予定の時期及び誌名を記入すること。

別紙様式第 4 号

履歴書			
ふりがな 氏名			女・男
生年月日			
本籍 (国籍)			
現住所	〒	電話() E-mail:	
勤務先所在地	〒	電話() E-mail:	
学歴			
年月日	事項		
職歴(所属・職種)			
年月日	事項		

備考 学歴については、高等学校卒業以降の入学・卒業を年代順に記入すること。

なお、学歴と職歴を通して空白期間が生じないようにすること。

別紙様式第 5 号

年 月 日

大学院研究科長 殿

学籍番号

氏 名

同 意 書

相模女子大学大学院博士後期課程学位審査規程内規第 2 条第 2 項の規定により、下記の論文を学位論文の内容とすることについて共著者からの同意書を提出いたします。

論文名

著者名

印

印

印

印

印

資料 6

相模女子大学動物実験に関する規程

平成16年4月22日
制定

(目的)

第1条 この規程は、相模女子大学（以下「本学」という。）における動物実験が、動物実験指針を遵守し、動物の福祉を尊重し、科学的且つ倫理的に実施されることを目的として必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学において飼育される実験動物と実施される動物実験に関するすべてに適用する。

(実験動物と動物実験)

第3条 実験動物と動物実験の定義は次のとおりとする。

- (1) 実験動物とは、実験のために本学に導入してから実験が終了するまでの動物を指す。
- (2) 動物実験とは、教育（該当授業科目）、試験、研究または材料採取のために実験動物を使用することをいう。

(実験動物委員会の設置)

第4条 本学において、実験動物の飼育管理及び動物実験の適正な実施確保するため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会)

第5条 委員会は、学長の下に、第6条乃至第14条に掲げる事項について指導と助言を行い、動物実験計画書の審査を行う。また、これらの事項について学長に対して助言及び勧告を行うとともに、実験責任者に対して動物実験の安全管理に関する報告を求めることができるものとする。

- 2 委員会は、学長より委嘱された次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 本学で動物実験に携わる教員（助手を含む）若干名
 - (2) 本学の教授会構成員で前号以外の構成員 若干名
 - (3) 研究委員会委員長
 - (4) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 3 委員長は、委員の互選による。
- 4 委員長は、委員会を招集し、議長を務める。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員会は、委員の1/2以上の出席で議決を行い、出席委員の1/2以上の賛成で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(実験動物の飼育及び動物実験実施場所)

第6条 実験動物の飼育は、5号館8階と9号館3階の飼育室で行う。

- 2 動物実験は、飼育室及び研究室、実験実習室を使用するものとし、原則としてそれ以外の場所を使用してはならない。
- 3 前項以外の場所で行う場合は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(動物実験の実施責任者)

第7条 動物実験の実施責任者は、実験の遂行に伴う事故を防ぐために充分な知識と経験を有する者でなければならない。とくに実施者から実験動物への感染を回避するよう指導、監督しなければならない。

(申請手続)

第8条 実施責任者は、実験動物を用いて実験を実施しようとする場合には、動物実験計画書（様式）を作成し、学長に申請するものとする。ただし、教育で用いる場合は、動物実験計画書を委員会委員長へ提出するものとする。

- 2 実施責任者は実験計画の立案に当たって、動物を使用しない方法について十分検討

資料 6

し、やむを得ず動物を使用する場合には、研究目的達成のために必要な最少動物数を配慮した立案を行い、動物福祉の精神に沿った適正な動物実験の実施に心がけなければならない。

(申請書の承認)

第9条 前条第1項に係る申請書は、委員会での審議の結果を受け、学長が承認する。

(購入)

第10条 実験動物の購入は実施責任者のもとで行い、実施責任者が検収を行う。

(飼育管理)

第11条 実験動物の飼育管理は、実施責任者の監督の下に、実施者らが協力して適切な施設・設備の維持管理に努めるとともに、実験動物への適切な給餌及び給水等の飼育管理を行わなければならない。

(苦痛の軽減)

第12条 動物実験実施者は、実験にあたり、動物の拘束、手術、殺処分を行う場合、適切な取り扱い(保定、麻酔薬の投与など)による苦痛の軽減について充分な配慮を行う。

(実験終了後の処置)

第13条 動物実験実施者は実験を終了し、または中断した実験動物を処分するときは、動物の安楽死について配慮しなければならない。

2 実験動物の死体は、実施責任者が所定の場所に保管し、動物廃棄処理業者に引き渡すものとする。

(守秘義務)

第14条 この規定の運用に携わる者は、実験計画の内容やその他実験に関する事項について秘密を守らなければならない。

(事務)

第15条 委員会に関する事務は、教育研究支援センターが行う。

(細則)

第16条 この規程の運用に関する事項は、別に定めることができる。

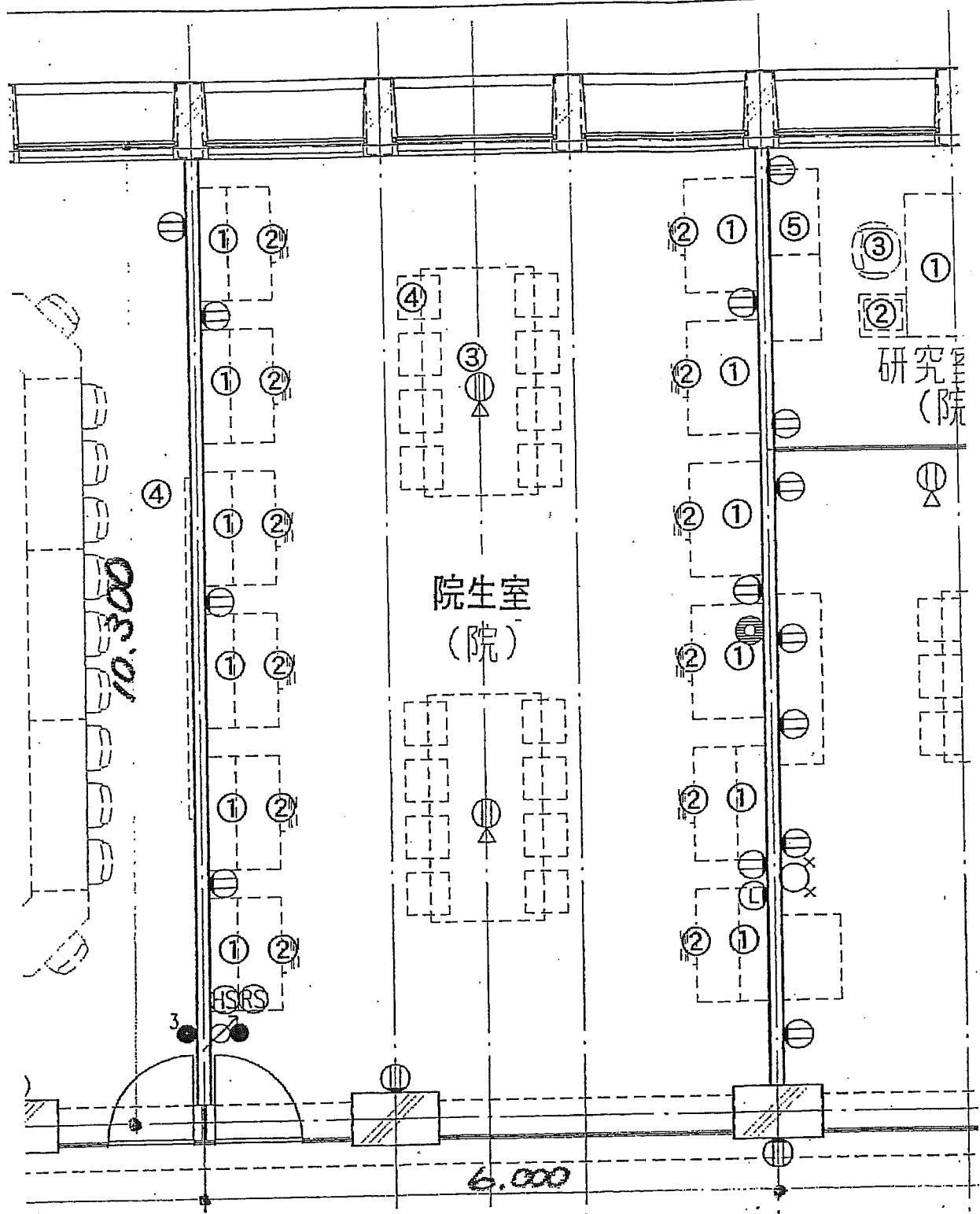
(改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経るものとする。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成18年7月20日一部改定、平成18年9月1日から施行する。



平面図 S = 1:50

各室チェックシート(大学院)

NO.

室名: 大学院	院生室				記入日 2007/2/6	
階: 6階				第一回 2007/2/13		
使用人数: 学生 12人 (教員 人)	使用時間帯: 標準8:00~18:00 (特殊)	~			第二回 2007/4/19	
建築	床荷重kg/m ² : 300(一般)・800(一般書庫・倉庫)・1200(可動書庫)・その他()	床面積		63.36m ²		
	特殊室条件: (標準)・防音・遮光・その他()	天井高		仮3.0m(直3.59m)		
	内装床: (標準)・OA用・防水・耐美品・配線ビット・排水溝・その他()	内 部 仕 上	床	タイルカーペット		
	内装壁: (標準)・特殊内装壁()		壁	硬質石膏ボード E.P.		
	内装天井: (標準)・特殊内装天井()	天井	直天+吸音グラスウールマット			
	特記:					
電気	照明設備 照度: (標準)600lx・特殊()lx	調光: (無)・有				
	電話*(記管対応)・無(有)	館内放送: 館内非常放送				
	テレビ端子(無)・有	LAN*(記管対応): (無)・有		*1ヶ所		
	電源コンセント: (標準)(図面参照)・その他()	防犯*(記管対応): (無)・有				
特記:					AV(記管対応): (無)・有 *本体は別途工事、空記管のみ	
空調	空調方式: (標準)・特殊空調・換気のみ					
	特殊空調:					
	空調操作: (各室操作・遠方操作)・遠方+各室(・遠方優先(各室優先))					
特記: (ドラフトチャンバー・レンジフード・局部換気等)						
給排水	給水: (無)・有	給湯: (無)・有	排水: (無)・有			
	特殊設備: (特殊排水・ガス)					
	特記: (・流し・洗面台) ブラスター: (無)・有 グリストラップ: (無)・有					
機器・備品リスト					備考 (備品レイアウトイメージ等あれば、記入。)	
番号	機器・備品名称 (メーカー名)	新 ・ 移	寸法 mm 幅×奥行×高さ	重量 kg	給水・ガス 電気 (消費電力電圧)	※教育用無線アクセスポイント×1ヶ所
①	机(戸棚付き)	12 () 新	W1800xD450xH700	kg		
②	椅子	12 () 新	W500xD557xH785	kg		
③	ミーティングテーブル	2 () 新	W2400xD1200xH720	kg		
④	ミーティングチェア	16 () 新	W600xD557xH785	kg		
⑤			× ×	kg		
⑥			× ×	kg		
⑦			× ×	kg		1.黒板 (有)・無
⑧			× ×	kg		2.ホワイトボード (有)・無
⑨			× ×	kg		3.スクリーンボックス (有)・無
⑩			× ×	kg		4.プロジェクター (有)・無
⑪			× ×	kg		5.補助画面 (有)・無
⑫			× ×	kg		6.TV (有)・無
⑬			× ×	kg		7.天井・床
⑭			× ×	kg		8.教壇 (有)・無
						9.机 (移動)・固定
						10.掲示板 (有)・無
						11.暗幕 (有)・無
						12.ブラインド (有)・無
						追記

資料 9

研究室名	機械器具の設置場所名	機械器具の品名、メーカー名、型番等	台数
共通機器室 1 . 2	5号館522, 523	セルソーター EPICS ALTRA : BECKMAN COULTER	1
		Genetic Analysis system CEQ 8000 : BECKMAN COULTER	1
		Real Time PCR System 7500 : Applied Biosystems	1
		純水製造装置 Direct-Q3 : 日本ミリポア	1
		カートリッジ純水器 G-5C形 : オルガノ	1
		ATOMIC ABSORPTION SPECTROMETER Spectr AA30, Spectr AA : Varian	1
		GRAPHITE TUBE ATOMIZER GTA.96 : Varian	1
		MEDICOOL MPR-414F : SANYO	1
		ディープフリーザー ULTRA LOW MDF-192AT : SANYO	1
		液体窒素 HC-34 : TAYLOR-WHARTON	1
栄養学第一研究室 5号館575 (澤崎嘉男)	5号館574	遠心分離機2100 : KUBOTA	1
		乾熱滅菌器SP-650 : ADVANTEC	1
		高圧滅菌器HV-50 : 平山製作所	1
		CO2インキュベータ-SCI-325D : アステック	1
生化学研究室 5号館554 (武田 篤)	5号館554	プリントグラフ AE6901-CX : ATTO	1
		高速液体クロマトグラフ LC-6A : 島津製作所	1
		蛍光分光光度計 F-2500 : 日立	1
		分光光度計 U-2001 : 日立	1
		UVトランスイルミネーター : フナコシ	1
	5号館555	高速冷凍遠心機 himac CR20G : 日立	1
		PCR サーマルシーカエンサー : IWAKI	1
		クリーンベンチ MCV-710ATS : SANYO	1
		オートクレーブ S-90N : TOMY	1
		オートクレーブ AS-23 : 池田理化	1
		恒温槽 EL-8F : TAITEC	1
		バイオシェーカー BR-30LF : TAITEC	1
		バイオメディカルフリーザー : SANYO	2
		パーソナルインキュベーター LTI-2000 : EYELA	1
		電気泳動槽 AE-6500 : ATTO	3

研究室名	機械器具の設置場所名	機械器具の品名、メーカー名、型番等	台数
生化学研究室 5号館554 (武田 篤)	5号館556	ホライズプロット AE-6675 : ATTO	2
		ポリトロンホモジナイザー PT2100 : KINEMATICA	1
		分離用超遠心機 65P-7 : 日立	1
		高速冷却遠心機 himac : 日立	2
		高速少量冷却遠心機 MX-300 : TOMY	1
		純水製造装置 GS-200 : ADVANTEC	1
		全自動温度調節機 CL-15S : ISUZU	1
		送風循環式縦型ふ卵器 EF-600DT : 平山製作所	1
		恒温槽 LH-1000C : ADVANTEC	8
		ウォーターパス BM100 : Yamato	3
解剖生理学研究室 5号館573 (樋川直司)	5号館572	分光光度計U-1500 : 日立	1
		分光光度計UV mini-1240 : 島津製作所	3
	5号館573	分光光度計UV-1200 : 島津製作所	1
		定電流装置 : ORIENTAL INSTRUMENTS 他	8
		ミニゲル電気泳動システム ミューピッド : コスモバイオ	8
	5号館556	ディープフリーザーULTRA LOW : SANYO	2
		i サイクラー : BIORAD	1
		高速冷却遠心機 MX-300 : TOMY	1
		EEGヘッドボックス エヌエフ回路ブロック 5202	1
		プロセッサボックス エヌエフ回路ブロック 5201	1
		パワーラブメタボリックシステム : A Dインストルメンツ	1
		エアロバイク XL2 : コンビ	1
臨床栄養学研究室 5号館553 (増子佳世)	5号館551	CO2インキュベーター MIR-162 : SANYO	1
		遠心分離機 : KOKUSAN	1
		オートクレーブ : TOMY	1
		クリーンベンチ : SANYO	1
		インキュベーター : SANYO	1
		バイオシェーカー : TAITEC	1
		メディカルフリーザー : SANYO	1
		メディカル冷蔵庫 : SANYO	1
		ミクロトーム : 大和工機	1
	5号館552	遠心分離機 : KUBOTA	2

研究室名	機械器具の設置場所名	機械器具の品名、メーカー名、型番等	台数
臨床栄養学研究室 5号館553 (増子佳世)		クリーンベンチ : SANYO	1
		CO2インキュベーター : SANYO	1
		生物顕微鏡 : OLYNpus	1
		顕微鏡デジタルカメラ : OLYMPUS	1
		倒立型培養顕微鏡 : OLYMPUS	1
		PCR Mini Cycler : フナコシ	1
		PCR My Cycler : BIORAD	1
		GeneQuant RNA/DNA Calculator : PharmaciaBiotech	1
		ゲル等撮影プリントアウト装置 : ATTO	1
		ライトキャプチャー : ATTO	1
		電気泳動装置 : ATTO	4
		プロッティング装置 : ATTO	2
		電気泳動用電源装置 : ATTO	2
		分光光度計 : 日立	1
		マイクロプレートリーダー : BIOPAC	1
		pHメーター : TOA	1
		バイオシェーカー : TAITEC	2
		ウォーターパス : Pasolina	1
		メディカルフリーザー : SANYO	1
		メディカル冷蔵庫 : SANYO	1
		光学顕微鏡 OLYMPUS BX40	1
	5号館556	光学顕微鏡 OLYMPUS CH2	16
	5号館5階廊下	乾熱滅菌器 MOV-112S : SANYO	1
		ふらん器 FR-5P : 石井商店	1
公衆衛生学研究室 9号館948 (安達修一)	9号館946	PCR サーマルサイクラーTP-240 : Takara	1
		遠心分離機 MX-150 : TOMY	1
		遠心分離機RL-100 : TOMY	1
		分光光度計UV160A : Shimadzu	1
		実体顕微鏡 SMZ645 : Nikon	1
	9号館947	純水製造装置WG220 : Yamato	1
		純水製造装置MilliQ-Labo : ミリポア	1
		オートクレーブ SX300 : TOMY	1

研究室名	機械器具の設置場所名	機械器具の品名、メーカー名、型番等	台数
公衆衛生学研究室 9号館948 (安達修一)		プレートリーダー 680 : BioRad	1
		光学顕微鏡 Eclipse E200 : Nikon	2
		光学顕微鏡 : Nikon Optiphot	2
		高速液体クロマトグラフィー LC10AD : Shimadzu	1
	9号館948	光学顕微鏡 Optiphot-2 : Nikon	1
	9号館949	パーソナルコンピューター Value One ST : NEC	3
病態栄養学研究室 マーガレット本館2165 (巽 英二)	マーガレット本館 2165	生物顕微鏡 BX50 : OLYMPUS	1
		C O 2 インキュベーター LNA122DS : TABAI	1
		PCRサーマルサイクラー パーソナル : タカラ	1
		液体窒素凍結素損容器 (SR36, 17A; ダイヤ工業)	3
		倒立顕微鏡 : CK2(オリンパス)	1
		生物顕微鏡 : HB2(オリンパス)	1
		遠心機 : KR702 (クボタ)	1
		遠心機 : MX30 (トミー)	1
		冷凍庫 : -40 MDF0442 (サンヨー)	1
		冷凍庫 : -80 MDF192 (サンヨー)	1
		サーマルサイクラー Gene Amp PCRシステム9700 (アプライド・バイオシステムズ)	1
		ハイブリダイゼイション・オープン : B1-6 (TAITEC)	1
		クリーンベンチ : MCV-91BN	1
栄養指導第一研究室 9号館911B	9号館911B	超音波骨量測定装置 Benus BD 620 : タニタ	1
		体内脂肪計 TBF 310 : タニタ	1
		血圧脈波検査装置 VS 1000 : フタバ	1
		栄研式皮下脂肪計 : 明興社	3
		塩分測定器 FA 20S : HORIBA	1
		医用電子血圧計 : オムロン	1
		末梢血管モニタリング装置 : シスメックス	1
		ヘルシオ AX-HC1-S : シャープ	1
栄養教育学研究室 9号館911A	9号館911A	マルチPJカメラ YC400 : カシオ	1
		体組成計 デュアル周波数体組成計DC320	1

研究室名	機械器具の設置場所名	機械器具の品名、メーカー名、型番等	台数
食品学第一研究室 (大山雄二)	5号館544	分光光度計 UV-1200 : 島津製作所	1
	5号館545	小型冷却遠心機 CR5B2 : 日立	1
		小型冷却遠心機 CF7D2 : 日立	1
		ホモジナイザー ED-3 : 日本精機製作所	1
		微量高速冷却遠心機 MX-100 : TOMY	1
		微量高速遠心機5410 : Eppendorf	1
		高圧滅菌器 BS-235 : TOMY	1
		インキュベーター MIR-162 : SANYO	1
		ガスクロマトグラフ GC-9A : 島津製作所	1
		高速液体クロマトグラフ LC-9A : 島津製作所	1
		インキュベーター MIR-162 : SANYO	1
		マイクロプレートリーダー 680 : BioRad	1
		クリーンベンチMCV711ACS : SANYO	1
		PCRサーマルサイクラー : Takara	1
		振盪恒温槽 : TAIATEC	2
		低温恒温槽NCB-1200 : EYELA	1
		微量遠心濃縮機MV-100 : TOMY	1
		バイオメディカルフリーザーMDF-U537 : SANYO	1
		ゲル撮影装置Mupid Scope WD : アドバンス	1
	5号館546	純水製造装置 スチールエース SA-2000E1 : 東京理化	1
食品安全学研究室 (岡部とし子)	マーガレット本館 2166	遠心分離機1900 : KUBOTA	1
		遠心分離機5200 : KUBOTA	1
		プロックインキュベーターBI-516S : アステック	1
		分光光度計U-2001 : 日立	1
		分光光度計UV-1200 : 島津製作所	1
		バランス ザルトリウス U5000D	1
		バランスED-H200 : 島津製作所	1
		PCRサーマルサイクラーTP2000 : Takara	2
		ジーンパルサー : BIORAD	1
		チューブミキサーMT-360 : TOMY	1
		ローテーターRT-5 : TAIATEC	1

研究室名	機械器具の設置場所名	機械器具の品名、メーカー名、型番等	台数
食品安全学研究室 マガレット本館2166 (岡部とし子)	マガレット本館 2166	ウォーターバス : TAITEC	1
		振とう機付ウォーターバス : TAITEC	1
		マルチシェーカーMMS-2000 : EYELA	1
		CO2インキュベーターSCA-165 : アステック	1
		インキュベーターMIR253 : SANYO	1
		振とうインキュベーターAT12R : トーマス	1
		倒立型顕微鏡CKX41 : OLYMPUS	1
		オートクレーブBS-235 : TOMY	1
		遠心分離機MRX152 : TOMY	1
		遠心分離機KR8000 : フナコシ	1
		クリーンベンチMCV-91BNF : SANYO	1
		クリーンベンチVG-1602L : 日本エアーテック	1
		マルチシェーカーMMS-300 : EYELA	1
		パワーサプライMP-7655A : マリソル	1
		遠心機MCG1301 : SANYO	1
食品学第2研究室 5号館564 (青木健次)	5号館561	CCD他元素同時方型ICP発光分光分析装置VISTA-MAX : セイコー	1
		蛍光分光光度計F2000:日立	1
		電子天秤ER-180 : ADVANTEC	5
		製氷機CM90D : HOSHIZAKI	1
		蛍光顕微鏡BH2 : OLYMPUS	1
		インキュベーター MIR-153 : SANYO	1
		インキュベーター FIL-160 : EYELA	1
		フラクションコレクター SF-2120 : ADVANTEC	1
		オートクレーブ BS-245 : TOMY	1
		分光光度計 UV-160 : SHIMADZU	1
		植物培養恒温庫 : FUJIMOTO	1
	5号館562	分光光度計 UV-1700 : SHIMADZU プリンター LD2500:EPSON	各1
		電子天秤 ER-180 : ADVANTEC	1
		クリーンベンチ TVS1000 : AIR TECH	1
		高速液体クロマトグラフー式 LC-6A,SIL-6B、SPD-10A、C-R4A、C-R6A、SPD-10AV,SCL-6B : SHIMAZU	各1
		COOLING SYSTEM WIG-700 : ISHIDO	1

研究室名	機械器具の設置場所名	機械器具の品名、メーカー名、型番等	台数
食品学第2研究室 5号館564 (青木健次)	5号館565	冷蔵庫 : HOSHIZAKI	1
		超低温フリーザー MDF-192 : SANYO	1
		メデイカルフリーザー : SANYO	1
		分光光度計 UV-1200 : SHIMADZU	1
		遠心機 8700 : KUBOTA	1
		遠心機 KR240 : KUBOTA	1
		蒸留装置 GS-200 : ADVANTEC	1
	5号館6階廊下	電気炉 20PR-52D : 日立	1
		乾燥機2-2050 : 池田理化	1
		乾燥機2-2045 : 池田理化	1
		凍結乾燥機FDU810 : 東京理化	1
		クロマトチャンバー : 池田理化	1

資料 10

大學院

栄養科学研究科

総合科目

生命栄養科学特論

特別研究（博士論文）

総合栄養科学特論

特別研究（修士論文）

基本科目

栄養生理領域

病態栄養領域

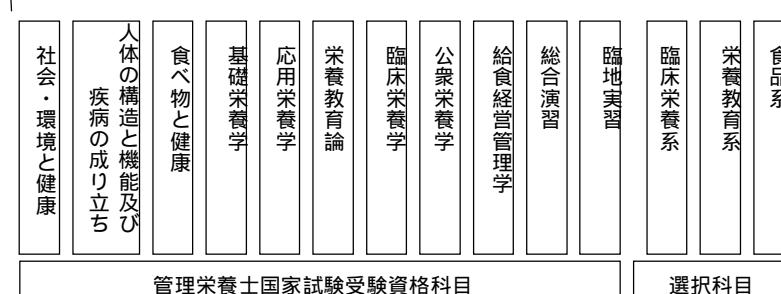
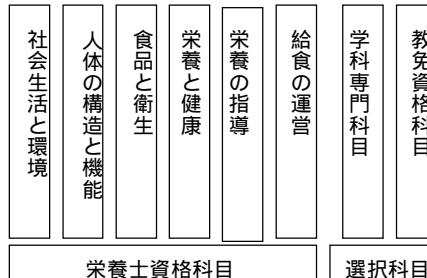
保健栄養領域

食品栄養領域

基礎科目

栄養科学総論

学



基礎導入科目

部

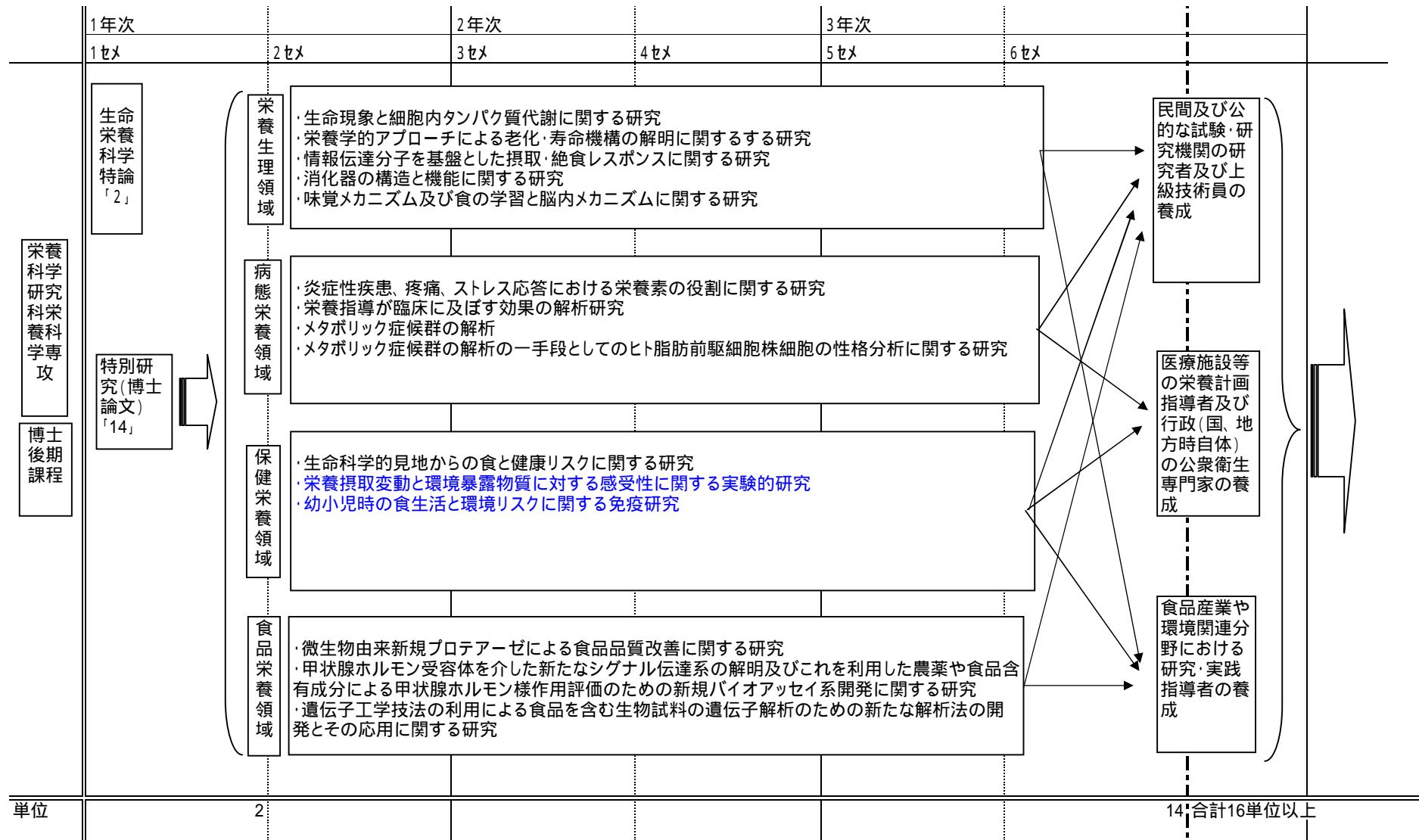
[健康栄養学科]

[管理栄養学科]

栄養科学部

全 学 共 通 科 目

大学院栄養科学研究科栄養科学専攻(博士後期課程)履修モデル



資料11(B)

履修モデル1 (民間及び公的な試験・研究機関の研究者・技術員の養成を目指すモデル)

基礎科目	基本科目	総合科目
栄養科学総論(2)	細胞形態学特論(2) 生化学特論(2) 細胞生物学実験・実習(1) 脳・神経科学特論(2) 分子栄養学特論(2) 病態栄養学特論(2) 血液・腫瘍学特論(2) 脳・神経科学実験・実習(1) 公衆衛生学特論(2)	特別研究(修士論文)(10) 総合栄養科学特論(2)
2単位	16単位	12単位

履修モデル2 (地方自治体や病院・福祉施設等の栄養計画指導者の養成を目指すモデル)

基礎科目	基本科目	総合科目
栄養科学総論(2)	臨床栄養学特論(2) 病態栄養学特論(2) 公衆衛生学特論(2) 公衆栄養学特論(2) 健康科学特論(2) 健康栄養学演習(1) 栄養教育学特論(2) 環境リスク学演習(1) 免疫・アレルギー学特論(2)	特別研究(修士論文)(10) 総合栄養科学特論(2)
2単位	16単位	12単位

履修モデル3 (食品産業や環境関連分野における研究・実践指導者の養成を目指すモデル)

基礎科目	基本科目	総合科目
栄養科学総論(2)	食品分析学特論(2) 食品機能学特論(2) 食品安全学特論(2) 食品安全学実験・実習(1) 公衆衛生学特論(2) 環境化学特論(2) 環境化学実験・実習(1) 脳・神経科学特論(2) 免疫・アレルギー学特論(2)	特別研究(修士論文)(10) 総合栄養科学特論(2)
2単位	16単位	12単位